

高松市監査委員告示第20号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年7月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和4年7月29日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R3	R3.10.29	第23号	指摘	所管課による指導監督体制について（高松市香南楽湯指定管理）	P6	創造都市推進局	観光交流課 観光エリア振興室	R4.7.12
2				指摘	指定管理業務の適正な遂行について（高松市香南楽湯指定管理）	P8	株式会社創裕		
3				意見	委託業務に係る適正な履行確認について（高松市香南楽湯指定管理）	P7	創造都市推進局	観光交流課 観光エリア振興室	

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／株式会社創裕		
告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	令和3年10月29日
区分	指 摘		
意見の項目	所管課による指導監督体制について（高松市香南楽湯指定管理）		
意見の内容	所管課は、指定管理者に協定書・仕様書等の遵守を徹底させるとともに、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて仕様書の内容を協議するなど、指定管理者との連携に努め、指定管理業務が適正に実施されるよう指導監督体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaienkekka20211029.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月12日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課 観光エリア振興室
措置を行った 団体等	—
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和3年12月に口頭で、指定管理者に対し、協定書・仕様書等を厳守するよう周知徹底するとともに、内容等変更が生じる場合には、新たに作成した仕様書等変更承認願により、所管課の承認を得ることとし、業務終了後には、速やかに保守点検業務報告書、アンケート結果及び当該意見に対する反映報告書の提出を受け、業務遂行確認を行うことなどにより、業務が適正に実施されるよう、指導監督体制を構築することとした。</p> <p>また、備品管理簿については、各管理簿を作成するとともに、提出を受けることにより、適正な保管及び管理を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／株式会社創裕		
告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	令和3年10月29日
区分	指 摘		
指摘の項目	指定管理業務の適正な遂行について（高松市香南楽湯指定管理）		
指摘の内容	指定管理業務について、協定書・仕様書等の関係規程を遵守できる業務体制を構築するとともに、所管課に対し、必要に応じて協議及び報告を行うなどの連携に努めることにより、指定管理業務を適正に遂行されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaienkekka20211029.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月12日
所管課	創造都市推進局 観光交流課 観光エリア振興室
措置を行った 団体等	株式会社創裕
措置結果	本件指摘事項については、高松市香南楽湯の管理に関する協定書・仕様書等を遵守するとともに、所管課と連携し、仕様書等の内容に変更を要するものについては、事前協議等を行った上で、承諾を得ることとし、また、業務終了後には、速やかに報告書を提出することとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／株式会社創裕		
告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	令和3年10月29日
区分	意見		
指摘の項目	委託業務に係る適正な履行確認について（高松市香南楽湯指定管理）		
指摘の内容	委託業務に係る履行確認については、清掃業務に係る実績報告の提出を求めるなど、業務の履行状況が適切に把握できるよう努められたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaienkekka20211029.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月12日
所管課	創造都市推進局 観光交流課 観光エリア振興室
措置を行った 団体等	—
措置結果	本件意見については、受託者に対し、清掃業務実施報告書の提出を求めることにより、清掃作業等の履行状況の把握を行うこととした。